

過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会

(令和元年度第4回)

議事要旨 (案)

1 開催日時

令和元年12月26日 (木) 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

東京都港区三田二丁目1番8号

三田共用会議所 4階 第四特別会議室

3 出席者

(1) 委員 (五十音順、敬称略)

伊藤 晃、伊藤 要、小笠原 雄二、小川 晶、佐藤 義信、清水 秀樹 (石油連盟)、
清水 秀樹 (売木村)、田所 淳一、沼尾 波子、平野 祐子、松井 晶範、三宅 淳巳、
森泉 直丈、吉井 博明

(2) オブザーバー (五十音順、敬称略)

大野 滋己、梶 元伸、成瀬 輝男、西村 英治、松浦 哲哉、渡辺 英樹

4 配付資料

資料4-1 本省令改正の概要について

資料4-2 可搬式の制御装置を用いた給油許可に係る実証実験計画

資料4-3 給油取扱所における屋外での物品販売等に係る実証実験計画

資料4-4 令和元年度検討報告書 (骨子イメージ)

参考資料4-1 第3回検討会議事要旨 (案)

参考資料4-2 省令改正新旧対照表

参考資料4-3 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
(令和元年12月20日付け消防危第186号)

5 議事

(1) 議事1 セルフ式給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可及び給油取扱所

における屋外での物品販売等に係る省令改正の概要について（報告）

資料４－１、４－２及び４－３により、事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】事務局からの説明について、御質問、御意見等があれば伺いたい。

【委員】今回２つの実証実験を行うということであるが、２つの実証を組み合わせでは行わないのか。屋外販売をやりながらタブレット端末を使うケースもあれば、それぞれ別々に実証を行うのとは違った課題やリスクが生じる可能性があると思う。そこはどのように考えているのか。

【事務局】今の御指摘について、基本的には別々で実証することを考えているが、事務所外の一部で展示販売をしている例もあるので、２つの実証を組み合わせで検証できる場所もあるかと思う。今回２施設ずつ実証する中で、実際に屋外販売が行われているときにタブレット端末等で給油許可を行うときにはどうかという視点も盛り込みながら、実際に両方の実証ができる施設があれば、そこも含めて検証していきたい。

【委員】可搬式の制御装置を用いた給油許可の実証実験について、実証実験計画の２の①の３番目の項目で、制御装置と固定給油設備との距離によって給油許可等の制限をかけるというのがあるが、実際のセルフガソリンスタンドにおいては、運用としておおむね監視卓から20メートルぐらいの見通し距離としているところが多いと思う。実際にここではどれぐらいの距離をイメージしているのか。郊外によっては、敷地がかなり広くて見通し距離のあるようなセルフガソリンスタンドもあったり、逆に、近くても、距離にかかわらず死角になって見えない部分があったりした場合に、給油許可等の制限をどうかけるのか、技術的な問題がいろいろ出てくるので、その辺も検証の中に入れていただければと思う。

【事務局】今のところ考えているガソリンスタンドの形態としては、固定給油設備が２基ぐらいある小規模なガソリンスタンドと、固定給油設備が４基以上あって大型車両も入るような大規模なガソリンスタンドでの実証を想定している。大規模なガソリンスタンドにおいては、御指摘いただいたように、固定給油設備が見える位置で制限をかけることや、ビーコンの設定についても、例えば固定給油設備３基分ぐらいをまとめたビーコンの設定範囲に入らないと給油許可できないこと等、そういったシステムづくりもこの実証の中で確認をしながら、指針の中に盛り込めるように検証を進めていきたい。

【委員】先ほどの委員の御質問にも関連するが、距離というような仕様規定で考えていくということは、おそらくこれから難しくなるだろう。今回は過疎地域においてということな

ので、今まで都会あるいは住居地域にあったものの以外のものをイメージしていくとなると、先ほどの視認距離が20メートルとかという話ではなくて、きちんとその性能が担保されるということが大事だと思う。現在の法規制の流れもあるので、仕様規定ではなくて、性能規定化の観点も織り込んでいかないと、従来型の設備に対する考えだけでは十分でない可能性があるのではないかと思います。先ほどハードとソフトの両方の観点から、いろいろな検討をされるということであるので、そういう視点も盛り込んでいただければと思う。

【事務局】 給油許可範囲をある程度具体的な数値で限定するというと少し語弊があり、我々としては、給油行為をある程度直接目視できる範囲で、タブレット等で給油許可を行うことを想定している。ガソリンスタンド内において、従業員が他の業務をやりながら給油許可を行う場合には、給油行為を直接目視する中で、安全を確認して給油許可を行うことが、今回の省令改正の内容である。具体的に何メートルというよりも、委員から御指摘があったとおり、ある程度給油行為を直接目視できる範囲として、今回の実証実験から必要な性能要件的なものを抽出して、ある程度具体的な例示を出しながら、消防機関側でも審査が容易にでき、かつ事業者側も容易に導入できるような形に指針をまとめていきたいと考えている。また、指針の盛り込み方や書き方についても、性能要件を明確に示せるようにしていきたい。

【座長】 システムの部分と人間の行動の部分があるが、人間というのは手抜きをしたり、思いもよらないことをやる可能性がある。従業員の業務について、具体的にどのような行動を想定して実証実験するのか。

【事務局】 例えば、ガソリンスタンド内において、お客さんにオイル交換の営業や洗車機への誘導等の業務を行っているときに、タブレットに給油許可の要求があった場合には、給油行為をフィールド上から直接目視し、安全を確認した上で給油許可をするという行動が適切にとれるかどうか検証していきたいと思っている。

【座長】 タブレットによる給油許可が便利なので、忙しければ忙しいほど、直接見ないで給油許可をしてしまう可能性も結構あるのではないかと思います。そのときに何も起こらなければいいが、そういう人間行動も含めて、実験の中で明らかになるような形だといえると思う。いろいろな使い方ができるシステムは、実験中は一生懸命考えて行動しているので、直接見ないで給油許可をすることはしないと思うが、実際の運用になると、直接確認せずに給油許可をしてしまうのではないかと懸念がある。

【事務局】 座長の御指摘と関連して、モデルとなる場所の選定については、事務局側で全国石

油商業組合連合会様等に相談している。フィールド上で従業者がどのような作業しながらタブレットを使用するのか、事務局が説明したような車両の誘導や窓拭きなどの業務以外に何があるのか、特に、給油行為が見えない位置での作業を何かやってしまうことは考えられるのか等、我々もよくわかっていない部分がある。ガソリンスタンド関係者の皆さんと相談している中でも、結局、監視をしている中で、どこまでできるのかというのは、いろいろ議論している。実際、モデルとなる場所でどのようなことがあるのかというのは、現場や事前の打ち合わせ時にどういう運営をするのかを確認しつつ、少し整理をした上で実証に臨みたいと思っている。

また、先ほどの委員の御指摘と関連して、我々は監視に関する距離的な視認性の問題が1つポイントであると思っているが、そこだけではなくて、資料4-2の④実証実験前の準備等の中で、3番目にある火災等災害が発生した場合における訓練等も従業者向けに事前にやっていただくことを考えている。もともとセルフガソリンスタンドにはパッケージ式の自動消火設備があり、消火設備の基準では、制御室にある起動スイッチを押すことにより、遠隔から泡消火剤を放出できるが、今回の改正の中では、基本的には従業者はフィールドにいるため、フルサービスのガソリンスタンドと同様に従業者自ら初期消火等の対応ができるだろうということで、制御室以外の場所から消火設備を起動することまでは義務付けをしていない。制御室以外の場所にも起動スイッチをつけてもいいとは思いますが、少なくとも義務にはしていない。何かあったときに、従業者が近くの消火器で初期消火ができるかどうかというところも考えないといけないと思っている。

先ほどの委員の御指摘とも関係することとして、どのような範囲やレーンまでなら対応可能なのかというのは、定量的に基準化まではなかなか難しい部分ではあるが、一定の目安は見出さないといけないのではないかと考えている。

(2) 議事2 令和元年度過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会報告書骨子（案）について

資料4-4により事務局から説明が行われた。質疑については以下のとおり。

【座長】 報告書骨子（案）について、皆様方の御意見あるいは御質問を伺いたい。

【委員】 9月に売木村を視察していただき、実証実験をしたい、モデル地域としてやっていきたいということをお願いしたところであるが、モデル実証の地域として、場所も決まり進めているところである。

先ほど過疎地域の燃料供給についてお話があったが、過疎地域の村として一番困って

いるのは、お年寄りがガソリンスタンドまでなかなか行けないというところであり、やはり村に1つはガソリンスタンドが欲しいということが住民の強い思いである。ガソリンスタンドがなくなるというときに、村の皆さんの協力で「ガソリンスタンドを残す会」を立ち上げ、何とかしようということで進めてきた。村としても、過疎債の事業を活用して、ガソリンスタンドの補填を行い、何とかやってきている中で、地下タンクを更新しなければならず、非常にコストがかかることを考えたときに、コストのかからない方法はないかということで、今、地上タンク設置のモデル事業を進めさせていただいている。ぜひこの実証実験が安全で安心な燃料供給体制になるよう、村としても一緒にやっていきたいと思っているので、御協力をお願いしたい。

【座長】 売木村さんでは、地上タンク以外にも、資料4-4の6ページ目の⑦番に書いてある「給油者を限定した給油取扱所における危険物の取り扱いや危険物取扱者のあり方」の項目について、村民が自ら資格をとるにはなかなかハードルが高いということであったが、それについても検討するのか。

【委員】 モデル事業の実証実験場所は、道の駅のすぐ向かいなので、道の駅の職員の皆さんにも資格をとっていただいて、駆けつけ給油ができるようにしたいと思って進めているところである。

【委員】 今回の話の前提は、タイトルにもある過疎地域ということが念頭にあるわけだが、これまでの議論の中で、過疎地域をまずは念頭に置いて考えるけれども、そこで可能性が示されているいろいろな要件が整えば、ほかのエリア、いわゆる都会のほうでも可能なように考えていくという理解でいいか。

【事務局】 燃料供給の確保が困難な地域においては、資料4-4の第4章で提示させていただいたように、まず地域住民と自治体が連携を図りながら、どういう方策が必要かというものを選んでいく。そのときに、安全が確保される方策のメニューとして、例えば地上タンクの活用やタンクローリーを用いた巡回給油などが選択されていくことになると考えており、ある程度都市部まで影響が出てくるかというところに関しては、基本的には地域合意が得られることを前提としていきたいと考えている。

【委員】 この検討会は、「安全対策のあり方の検討会」ということなので、かなり先を見た話も考えていくものであると思う。そうすると、現行の法規制では非常に難しい状況の中で、まずは先ほどの地域特性に合わせた形で、特区のような形で徐々に広げていき、実績が積み上がったときに法規制の見直し等を考えていくのか。それとも今回は、現行の法規制の中で認められることに限定して検討するのか。その辺のイメージを伺いたい。

【事務局】法規制の部分について、資料４－４の第４章の①「セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可」、②「給油取扱所における屋外での物品販売等」以外の項目に関しては、まだ我々の中でも整理ができていない。御意見のとおり、何らかの特区や特例的なことをステップとした上で、全国展開するやり方もあると思う。その場合、いわゆる特区とかサンドボックスみたいな制度による必要があるのか。ハード面に関して消防法の場合は、相当程度の安全確保を前提に、危政令第23条による特例設置が市町村長の裁量により可能であるので、モデル実証することも可能である。また、短い期間であれば、管轄する消防長又は消防署長の承認による仮取扱い制度を使って実証することもできるので、案件によって選択すべき法的制度は変わってくる。

ただし、全国展開が必要な場合には、今年度事業のように、やはりどこかの場所で安全性やスムーズな運用ができるのかをある程度確認した上で、全体の基準などに反映するというステップは必要であると考えている。

今回、検討会報告書骨子イメージの中では、各章のつなぎや見出しのイントロ文を書き下していないので、地域特性についての留意点の部分についても書き込めていないが、例えば地上タンクに関しては、売木村の視察や検討会においても、土砂災害や浸水が起きるような場所に地上タンクを置くのはリスクが大きいのではないかという御指摘もあったので、必ずしも全国どこでも設置できるかということ、そこは検討が必要になると思っており、報告書の中では、そういった点も書き入れないといけないと思う。

また、ガソリンスタンドの現行基準上では、地下タンクがベースになっている中で、防火・準防火地域以外に限定して簡易計量機の使用を認めている。この点についても、防火・準防火地域は、かなり市街地と重なる部分が大きいと思うが、それ以外の地域で過疎地域的な要素の高い地域限定において、地上タンクや簡易計量機の容量アップといったことを認めるのがよいのか、全国的に展開しても問題ないのかということについても、今後の論点ではあると思っている。

【委員】概ねイメージは理解した。もう一つ確認というより意見に近いが、法律の最初には、公共の安全の確保というのが当然出てくる。例えば、技術的に従来は難しかったことが、技術の進展によって安全が十分に確保できて導入可能なレベルになったとすると、安全の確保あるいは設備やシステムの信頼性が上がったということになり、従来の一要件の緩和や見直しをすることにより、当該地域に対するメリットが非常に大きくなると思う。

また、いろいろな事業を行うときには、事業者、それから市民などのユーザー、さら

に行政と大きく3つの視点で考えると思う。過疎地域においては、おそらく事業者とユーザーがかなり近いところにあり、目的に対して行政がある程度コントロールした上で、安全の確保が確認できるということであれば、積極的に取り組んでいけるというイメージである。

一方で、今後の課題が資料4-4の第5章に書いてあり、今後の課題は今年度の検討会ですべてが解決するわけではないが、将来に向けた課題として、このようなことももっと検討すべきではないか、あるいはこういうことをもう少しみんなで議論すればいいのではないかということ、課題抽出のような形で書いてもいいのではないかと思う。

気になるのは、災害に関する点と、もう少し先の数年後には過疎の状況も変わっていくことが予想され、事業者や行政の役割も当然変わってくるので、なかなかシミュレーションするのは難しいが、その辺の時間的な推移もある程度念頭に置いた課題の抽出が必要ではないかと思う。具体的な話で言うと、先ほどの簡易計量機について、地上タンク本体は堅牢なものが海外にあり、それを仮に輸入して設置したとすると、今度はソフト面である人間の問題になってくると思う。それに関して、資格要件、教育や育成、人間としての力量やその維持管理というようなことも含めて、どういう体制を組んでいくのかというのが一つの課題ではないかと思う。設備的な要件や技術的なものはある程度考えられるが、社会情勢が変わり、取り扱う人の高齢化がさらに進んでいくことになったときの運用に関することを念頭に置いて、どのくらいの先を見据えて検討していくのか伺いたい。

【事務局】設備的な面に関しては、安全対策として比較的客観的に評価はできるが、そこを実際に運営する人の能力や知識、技能のようなところをどうしていくか、どう確保するか、どう育成するかという点は、課題として認識している。それに関しては、資料4-4の第5章の最後の⑦番の課題にもつながっていくものであると思う。

第2回、第3回検討会において、委員からプロ市民をどう育成していくのかといった視点の御意見をいただき、そこも含めて、やはり従来型の資格や危険物取扱者における知識、技能の求め方よりも、ガソリンスタンドは燃料供給である給油や詰め替え等、比較的地域のニーズに対応できる知識、技能をしっかりと学ぶ、もしくは技能、技術を持つ人を育成していくということが求められていくものなのかなと考えている。このようなことも今後の課題として取り上げて、実際の運用面、ソフト面的な部分も含めて検討していきたいと考えている。

【委員】なかなか答えにくい質問であって申し訳ないが、とにかくいろいろなことをやってい

かないといけないという認識を持っている。今回の議論や今後の実証実験も含めて、何ができるのかという課題の抽出ができて、それに対する解決策が一つ一つできてくればいいと思うので、みんなで一緒に議論していきたい。

【事務局】委員からの御質問に対する直接的なお答えではないが、この検討会を今年度以降どのように進めていくべきということについては、最終的には国会で通らないと確定はしないが、現在、政府内で来年度予算についてかなり整理がされており、そうした中では、第5章にも書いてあるとおり、令和2年度も検討は続けていきたいと思っている。我々としてこの検討会に関しては、主として消防法マターに直結している技術的な側面と、とりわけ過疎地域を中心に社会的なあり方に関しての側面があると思っている。特に、社会的な側面については、今年度中に考え方や進め方、時間の推移に伴ってどう進んでいくべきなのかという点については、ある程度整理をしておきたいと考えている。技術的側面に関しては、予算との相談にはなるが、1つ1つ整理していくという形になるのかなと思う。

よって、第5章に関しては、今年度中に社会的な側面をある程度整理したという前提で、来年度以降、技術的な課題を整理していくという形で考えている。その場合に、時間的な推移に伴う変化に関して、過疎地域や今後過疎地域のようになっていくかもしれない地域は、ある程度見通しが立つといえれば立つ部分があり、そのための対応メニュー、つまり現在の技術で実施可能であるというのは、ある程度出てきていると思う。一方で、委員からの御指摘を踏まえて、技術の進展については、資料4-4の第4章の中長期的な観点のところでも触れたほうがいいと思っている。こちらについては、いろいろな課題が今後も考えられるので、いろいろな課題が出てきて、実現性がかなり高い状態になったときには、また改めて検討ができればと思う。

先端技術系ではA I 監視について記載しているが、海外では自動で給油をするロボットのようなものもある。値段との相談になると思うが、そういう部分も含めて、新技術をどこまで見ていくかというのは、判断が難しいと思っているので、とりあえず今出ている課題については、来年度も一つ一つ整理していくことを考えている。今後、新技術が出てきたら、状況を見ながら検討の進め方を考えたいと思っている。

【委員】私の中では少し整理が必要であるが、例えば、A I 等の新技術という話も出てきている中で、過疎地域は人間の性格や行動等と一緒に、それぞれの地域が全く違った特徴を持っており、1つの条件に当てはめることができないというのはあると思う。今回、売木村さんに視察に行かせていただく前は、過疎地域に対してもっとマイナスのイメージ

を持っていたが、売木村さんは過疎地域といいながら、とてもエネルギッシュな印象を受けた。そうすると、同じ過疎地域でも、例えば他の地域で点在している限界村とされているようなところとは全く違う。A Iはこちらからいろいろなことを教え込まないと利用できないので、どうやって個々の対応をしていくのかというのが、素人としての漠然とした疑問もある。

また、この検討会で持ち出すと混乱してしまうかもしれないが、今、世界的にはSDGsとか化石燃料に対するマイナスのイメージがあり、それに対する投資もしないといったような流れがある中で、石油をどうやって維持していくのかというのが社会的な問題としてあり、このような時代の流れの中でどうやっていくのかという疑問もある。このような社会的な問題も、遠からず迫ってきているのではないかと思うので、どのように対応していくのかというのが漠然とある。

やはり私たち消費者としては、安全は何よりも優先して守っていただきたいというのがあり、そのために消防法による規制がしっかりとされている中で、検討していこうというのも理解している。そのような中でも、やはり今生きている人、生活している人たちをどう守るかは、何年後ではなくて、今苦しんでいるところをどうやって手助けしていけるかということを考えて、消防法等を改善していったほしいと思う。

【事務局】地域ごとにより特性が異なるというのは、御指摘のとおりだと思っている。資料4-4の第4章のイントロのところでも引用しているが、SS過疎地において各地域で協議会をつくり、地域として計画をつくるというのは非常に重要ではないかと思っている。安全を確保しつつ、そこに供すべきメニューがなるべく増えるようにしていくということが我々の基本的な役割ではあると思っている。

関連することとして、タンクローリーを使った巡回の給油についても、浜松市さんでの意見交換会でも意見が出たが、無造作にタンクローリーを使った給油の巡回営業をしてしまうと、もともと頑張っているSSの経営に悪影響が出て、結局、共倒れになりかねないリスクがあるという御指摘があった。なかなか消防法の観点で規制するわけにいかない分野ではあるが、現実問題としては考慮しないといけない部分ではあると思う。そういった点も留意点としては触れる必要があるのかなと感じている。

また、化石燃料のあり方や継続可能な社会に関しても、現在は自動車への給油が主体として技術基準を定めているが、そもそもそういう基準や主に想定されている施設形態自体を変えなければいけない時期もあるのかもしれない。今までも、ガソリンスタンドに併設する施設として、いろいろなガス燃料のスタンドを併設する場合の基準や電気自

動車用充電設備を併設する場合の基準を随時加えてきているが、むしろ主体が逆転して、補足的に灯油の供給とか、何か別の燃料の供給という形のほうがむしろ主流になってくることが、中長期的には考えられなくはない。その場合、過疎地域というよりは、また別の検討をしないとイケないのかなと思う。

【委員】今回、この検討会報告書骨子イメージを見せていただき、感じたことを何点か申し上げたい。これは、おそらく過疎地域等の燃料供給だけの分野ではなくて、今、人口減少と財政難の中で、行政はさまざまな施策を行おうとしている。これだけ世の中が変わっている中で、国民のニーズや要請も多様化しているので、それぞれの省庁ごとにさまざまな新しいルールや計画をつくっていったって、それを自治体や地域が実施できるようにしていくものであるが、現場では財源も職員も不足し、それぞれの分野で専門の職員もいない中で、どうやってやりくりしていこうかと苦労しているのが実情ではないかと思う。例えば、子育て支援で保育を無償化したけれども、保育士が足りなくて、かえって困っているとか、いろいろな問題がそれぞれの分野で起こっている。

これまでは、国民の安全性の確保ということを考えて、法律等のルールで縛り、そのルールの枠の中でガソリンスタンドを整備して担い手を確保しても、経済も成長して、人口も増えていけば、人材も幾らでも確保できたと思う。今回の課題にも見られるように、今のままの制度では設備投資ができず、担い手も確保できないということが起こってきているので、法律やルールをどこまで緩めつつ、安全性を確保するのかということを考えていかなければいけない。

これは、おそらくどの分野でもこれから生じてくる課題であると思っている。これからの人口減少時代において、私たちが安心・安全な暮らしを確保するために、法制度を緩和したとして、どの程度現場の運用で対応するのか、あるいは一人一人が意識を持っていくのかということにかかわってくる問題であり、非常にチャレンジングな課題ではないかと思っている。

1点気になっているのは、先ほどヨーロッパの事例について話があったが、ヨーロッパなどでは、法令を遵守していてトラブルがあったときに、全部それを役所の責任にするということではなく、最終的には現場の主体的な判断も含めた対応が行われると思う。日本では、何かあると、それは何で役所がもうちょっと規制していなかったのかとなり、結局、役所の責任になってしまうところもある。そのあたりも含めて、今回は非常にチャレンジングだと思っている。これまでの規制を緩和していったって、現場の消費者又は事業者側の意識と運用で、どこまで安全性を確保できるかということにかかっているの

だと思う。

それを考えたときに気になっているのが、今回の売木村さんのように、合併をせずに小規模のまま、ある程度顔の見える関係で、自分たちの地域は自分たちで運用していこうという場合には、法律をある程度緩めたとしても、自分たちの自主管理でそこをチェックするような仕組みや慣習を自らつくっていくことができると思う。もう一方で浜松市さんのケースがあり、合併してしまった周辺地域をどのようにしていこうかというときに、当然、市としては、それぞれのところに対応していくとは思いますが、市の中心部から距離があるため、ハンドリングやチェック体制をどのようにして現場を見ていくのかということが問われてくるだろうと思っている。ただし、合併した周辺部であっても、地域運営組織のようなものがあって、そこが実態として、自分たちで地域を運営していくというような主体的なものがあれば、そこには何か安全性を確保しようという仕組みができるのかもしれない。先ほど社会的な側面の整理という話があったが、法律の規制を緩める以上、それを自分たちで管理していくための場や関係等の仕組みがそこにあるかどうかということが、1つ重要になるのではないかという印象を持っている。

そういった観点から、今回の報告書骨子の中で、私が検討課題で一番気になっているのが、資料4-4の第5章の⑨「セルフ給油取扱所におけるA I 監視等における自動給油許可」についてであり、法律を緩めたときに、それをチェックする責任がどこにあるのかということが非常に見えにくい印象がある。このような監視をすることにより、おそらく外部の大手の業者が遠隔監視をするということが、やりやすくなるだろうと思う。例えば、そこにガソリンの知識が全くない利用者が来て、火災を起こしてしまったときの対応はどうするのか、そのあたりの現場での運用面で安全性を確保する仕組みをどうつくるかが決定的になってくるのではないかなと思う。つまり、ルールを緩めたときに、それを現場でどうコントロールするのか、どうつくるのかという視点から、この検討課題をもう一度考えていただきたい。そうすると、事業者の対応についても先ほど意見が出ていたが、むしろSSを利用する利用者側の教育や意識も問われてくるのかもしれないと思う。

あとは、災害のような予測しづらいところもあるけれども、不確実なことが起こったときのことも含めて、ぜひ議論できればと思う。

【事務局】まず、資料4-4の第5章⑨のセルフガソリンスタンドにおけるA I 監視に関しては、関係者によって少し見方が分かれているところがあり、今、全石連様と話をさせていただいている中では、従業者はガソリンスタンドにいたることが前提でA I が監視し、

自動で給油を許可することについては、人がボタンを押さなくてもいいという使い方であって、監視業務を補完するものとして使うということであるから、何かあれば直ちに従業員が初期消火をし、ガソリン等がかかってしまったお客さんの対応や避難誘導等ができるという前提で話をしている。ただし、個別の事業者単位になってくると、委員の御指摘のとおり、遠隔監視ができるのではないかとという人もいる。そこは我々も緊急時の対応という部分においては、やはりガソリンスタンドの安全対策上、欠くことのできない要件だと思っているので、かなりハードルは高いと考えている。

あと、委員の御指摘がいろいろあった中で、我々でも気になる部分としては、例えば⑦「給油者を限定した給油取扱所における危険物の取扱いや危険物取扱者」の項目で、従業員ではなく地元の関係者や危険物取扱者の資格を持っている人が、従業員が忙しそうなときに自分で給油したいという意見があった場合にどうするかということに関して、これも全石連様とやりとりをしている中での御意見としては、我々が考えている以上に、事業者責任を考えているという印象である。事故があると、消防庁は何でこんなに規制を緩めているのかというような話がありがちではあるが、⑦の項目に関しては、ガソリンスタンドの経営者の意見として、自分の従業員ではない人に、かつセルフガソリンスタンドで既に確立されている部分以外の部分で、給油作業や詰めかえ作業をやることは、店側の管理責任からして簡単にできないのではないかとという声もある。従業員ではない人が関与する場合の責任関係の明確化も含めて議論していくことが必要であり、単純にアタッチメント等の安全装置をつければいいという話ではないことは、事業者との議論の中で認識している。そのような点も含めて、報告書をまとめていきたい。

【座長】今回、第4回目ということで、次回で報告書をまとめることになる。次回は大幅な修正ができないかもしれないので、今回できるだけ議論できるところは議論しておきたい。

【委員】今までいろいろ議論いただいているが、資料4-4の①から⑫の課題というのは、我々が運営する側として直接現場で作業をすることである。我々と消防庁は、このような検討会の場で話し合いをしたことは、過去になかったのではないかとと思っている。これも、SSが減少してきて過疎化してきたということと、石油エネルギーは災害時に社会インフラを支える最後の砦だということや、もうこれ以上はやっていけないのではないかとというところまで、世論がそのような方向に向かってきたため、今回の検討会ができたのだと思う。

皆さんとも①から⑫までの課題について議論をいただいているが、我々と消防長も4回ほど直接議論してきた。①から⑫までの課題は、我々の組合員から過去2年間のデー

タを集めて集約した結果である。

皆様も御承知のとおり、過去には東日本大震災、台風、地震等の自然災害があり、直近では台風19号による被害があった。そういうときでも、我々は燃料供給体制を欠かしたことはなく、2次的な災害も出していない。そのための努力をしているのだという実績を皆様にお認めいただきたい。それも、規制監督官庁である消防庁が、しっかりとした規制に基づいてやってきているからである。

資料4-4の⑦の課題にある給油者を限定した危険物の取扱いについて、例えばSS従業員はスタッフウェアを着て給油作業をしているが、仮に一般の人が勝手にSSで給油していたとなると、ほかのお客さんから見たときに、だれでも勝手に給油できるのではないかと思われる懸念がある。たとえ消防庁が認めたとしても、現場である我々のほうが簡単には認めないというぐらい安全意識をもってやっている。

本日御出席いただいている皆様にも、温かい目でいろいろ議論いただいているので、我々にとっても大変力になっている。また、東京オリンピック・パラリンピックが来年開催されるが、日本が国際的に燃料供給体制の分野で遅れているということがあってはならないと思う。そこには、当然、安全な運営を心がけた上でということをつけ加えさせてもらうが、①から⑫の課題について、消防庁にも過去にないほど迅速に対応してもらっているので、我々業界としても本当に感謝申し上げたい。さらに、御出席いただいている皆様方にも御理解を賜りながら、今まで以上に迅速に進めていけるような環境を皆様にもつくっていただければありがたい。

【委員】先ほど事務局からも説明があったが、各章のつながりをはっきり書いてもらったほうがいいと思う。委員からも指摘があったが、第3章のイントロでは過疎地域を抱える自治体や関係団体からの要望事項をもとに課題を整理したと書いてあって、第4章では地域特性について書いてある。地域特性が何かというのが、私にははっきりわからなかったところがある。どこを対象にした燃料供給体制のあり方なのかを書いてほしい。

その中で細かい話になるが、前回の検討会で、資料4-4の第4章にある関連課題①、②は早く社会実装しないといけない項目であるとの説明があったが、この検討会の場では特に議論してこなかったのが、検討会の課題として扱うのであれば、そこはきちんと書いたほうがいいという発言を私はしたと思う。また、過疎地域に限定するのであれば、セルフガソリンスタンドによるタブレット端末を導入したからといって、あまりメリットはないのではないかという意見もあったので、その辺も整理できるように報告書をまとめてほしい。

また、実際に規制が決まってから運用していくのは私たち消防本部になるが、例えば東京だけでも、都市部から奥多摩のような地域があり、かなり地域特性が分かれる。一方で、先ほど住民合意が得られたところも対象にしていくという話があったが、それだけでは、なかなか各消防本部で統一的な運用をするのは難しい。従来どおりの規制を受ける事業所もあれば新たな基準を適用されるところもあり、どちらも同じ消防職員が対応することになるので、あくまでも安全性の観点から整理したほうがいいのではないかなと思う。来年度以降は、その辺についてもしっかりと整理してほしい。

【座長】私も同じような話になるが、資料４－４の第４章のタイトルに過疎地域等における地域特性についてというのをはっきり入れたほうがいいだろうということと、第４章のタイトルは資源エネルギー庁ベースではなくて、過疎地域等の地域特性に応じた燃料供給体制の維持と安全対策のあり方とかいう形にしないと、何となくおさまりが悪いかなという感じもする。タイトルも含めて、対象地域のことははっきりと報告書に書いてもらう必要があると私も思う。

【事務局】第４章のタイトルについては、御指摘のとおり修正させていただきたい。単に課題への取り組みの進め方ということだけではなく、安全対策も含めた形になるよう作業を進めたい。その場合に、第３章や第５章との関係において、第４章でどこまで安全対策や技術論について触れるかというのは、少し整理をさせていただきたい。

また、先ほどの委員の意見とも関連するが、第４章上段の箇条書きの２つにあるガソリンスタンドの全国的な減少に歯止めをかけることによる各地域に必要な燃料アクセスの確保や、過疎地域において地域特性に応じて住民と自治体とが協議して取り組むことと、下段の１から４の具体的な方策について、どちらが主旨として伝えるべきものなのか、読みにくいと感じる。先ほどの委員の御意見にあるとおり、単純に住民と自治体が相談ベースでやればいいということでもないなので、そこは誤解が生じないように修正したい。

【座長】第４章下段の１から４の類型化がわかりづらいのではないかなと思う。過疎地域等の地域特性から見た有効性や過疎地域にかなり限られたものは、例えば３の「集落が点在している中山間地等における巡回営業」や４の「住民や自治体の参画による共同的な運営」が項目として理解できるが、１の「各ＳＳにおける操業効率化や利便性向上」や２の「地上タンクの利用」はあまり関係がないように見えてしまう。どういう区分の仕方をしていいのか、この分類の仕方や全体的な流れが結びつくように、少し修正したほうがいいのではないかなと思う。

【委員】皆さんは、各章のタイトルで過疎地域や地域特性の議論をしているが、運営側の意見としては、田舎だけが過疎地域ではなく、例えば東京都内でもＳＳ跡地にビルが建ってしまうことでＳＳの過疎地化は起きているのではないかと思っている。東北地方の仙台市内もＳＳが減少し、過疎地化してきていると思っている。自然災害が多い中で、石油エネルギーとして、社会インフラとして、どういう責任を持ってやっていくのかということ、運営側としては重要視しているので、一言言わせていただきたい。

【委員】通常、省令改正などで規制緩和などが行われる場合には、実証実験みたいなものを行った上で規制緩和されるが、今回、資料４－４にある①の「タブレット端末等による給油許可と②「給油取扱所における屋外での物品販売等」というのは、通常とは逆のような流れであるので、これはかなり切実な問題として早急に対応する項目なのだろうと実感している。

第５章には、今後実証実験を進めていくと書かれているが、委員の方々から意見があったように、過疎地域では早急に対応しなければならない切実な問題があると思う。これから実証実験をする場合には、ガソリンスタンド全般という見方ではなくて、過疎地域における地域特性や条件、例えば火災シミュレーションをするにしても、キャノピー制限の緩和や地上タンクの活用についても、周りがビルの市街地と、周りに何もない過疎地域では分析結果や条件が変わると思うので、スピード感を持って対応していくのであれば、それぞれの地域に取り入れられるものからどんどん措置していくような進め方をされたほうがいいのではないかと感じている。

【事務局】御意見を踏まえ、スピード感をもって対応していきたい。

先ほどの御指摘とも関連するが、第４章下段の１から４の項目に関して、本来的な趣旨は矢印書きで書いているので、修正したい。

２の「地上タンクの利用」に関して、先ほど説明したとおり、現行基準では簡易計量機が防火・準防火地域以外の設置に限定されているということも、事務局側では念頭にあり、２、３、４は、どちらかというと、町場の中心地ではない対策として書いている。１に関しては、場所を問わず、ガソリンスタンドの減少に歯止めをかけるための方策としてこのように書いたが、タイトルと矢印書きを逆にしたほうがわかりやすいと思うので、そういったことも含めて修正したい。

今、委員から御指摘があったように、あまり何年もかけて検討するというよりは、来年度を目処に概ね整理をつけたいと思っているので、優先順位をつけながら進めていきたい。

【座長】 オブザーバーの方々にも意見を伺いたい。

【オブザーバー】 J Aでは過疎地域にS Sがかなり多いという状況であり、そこをどのように維持していくのかということが大きな課題である。過疎地域には古いS Sが特に多く、老朽化対策も必要であるが、限られた収入の中では難しいので、どのようにイニシャルコストや老朽化対策等建設コスト、運営コストを低減していくか、今後、検討会に参加しながら考えていきたい。引き続き、我々としても実証実験等に協力させていただきながら対策を進めていきたいと思う。

【オブザーバー】 今お話があったことと関連して、実際に働く従業員の問題というようなところも並行して考えていかなければならないと改めて感じたので、引き続き皆さんと一緒に検討させていただければと思う。

【事務局】 J A様にオブザーバーとして御参加いただいていることとも関連して、我々が当初この検討会を始める段階でも多少は意識していたことではあるが、京都アニメーション事件も含めて対応を進めている中で、非常に大きな問題であると認識し始めているのが、農業ユースや草刈り機など軽量エンジン機器の燃料としたガソリン供給についての問題はかなり大きいと感じている。例えば草刈り機について、農業機器メーカーのホームページから出荷台数を調べたところ、年間50万台を出荷しており、学校等も含めて広く使われていることがわかる。このことを踏まえて、ガソリンの携行缶販売についても、やはりガソリンスタンドが各地域で大きな役割を担っており、給油業務だけではうまくいかない部分を農業向けの機器などに関して、J A様の流通ルートでどう対応できるのかという点についても、いろいろ相談している。

先ほど未来へ進んでいったときのガソリン需要がどう変わっていくのかという議論があり、自動車向けの燃料については、電気や水素等へ変化する可能性があるが、小型農業機器のように軽量エンジンを使っているものは、今のところバッテリーではあまりにも時間が短すぎて使えないということであるので、どのように変わっていくのか、それともまだ変わらないのか、その辺も含めて注視していく必要があるのではないかと考えている。

【座長】 第4回目ということで、今回は報告書骨子案を説明いただき、いろいろな御意見をいただいた。次回で最終回になるが、今後の予定も含めて事務局から説明いただきたい。

【事務局】 今後の検討会については、今回議論いただいた御意見を踏まえ、事務局側で検討報告書案を作成していく。第5回検討会を2月13日（木）に開催予定であるが、1月中には皆様に報告書案を御提示し、事前に内容を御確認いただいた上で、第5回検討会にお

いて、さらに御審議いただくというような流れで進めさせていただければと思う。

(3) 議事3 その他

【事務局】第5回検討会については、2月13日（木）開催を予定している。また、第3回議事要旨案と、本日の内容について、追加等意見があれば、令和2年1月10日（金）までに事務局宛て連絡いただきたい。

以上